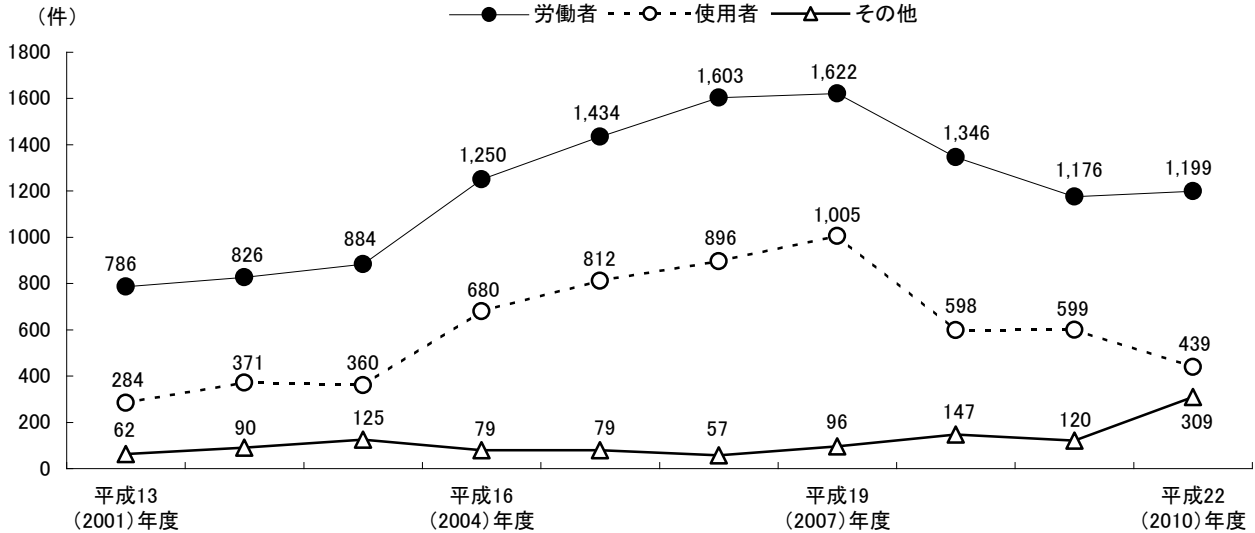


Ⅱ-3. セクシュアル・ハラスメントの防止

1. セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数及び内容

都の平成 22 (2010) 年度のセクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数は、労働者から 1,199 件、使用者から 439 件である。相談内容については、「セクシュアル・ハラスメントに関する人事労務管理上の相談」が、平成 21 (2009) 年度より 10.3%増加したが、そのほかの内容は減少している。

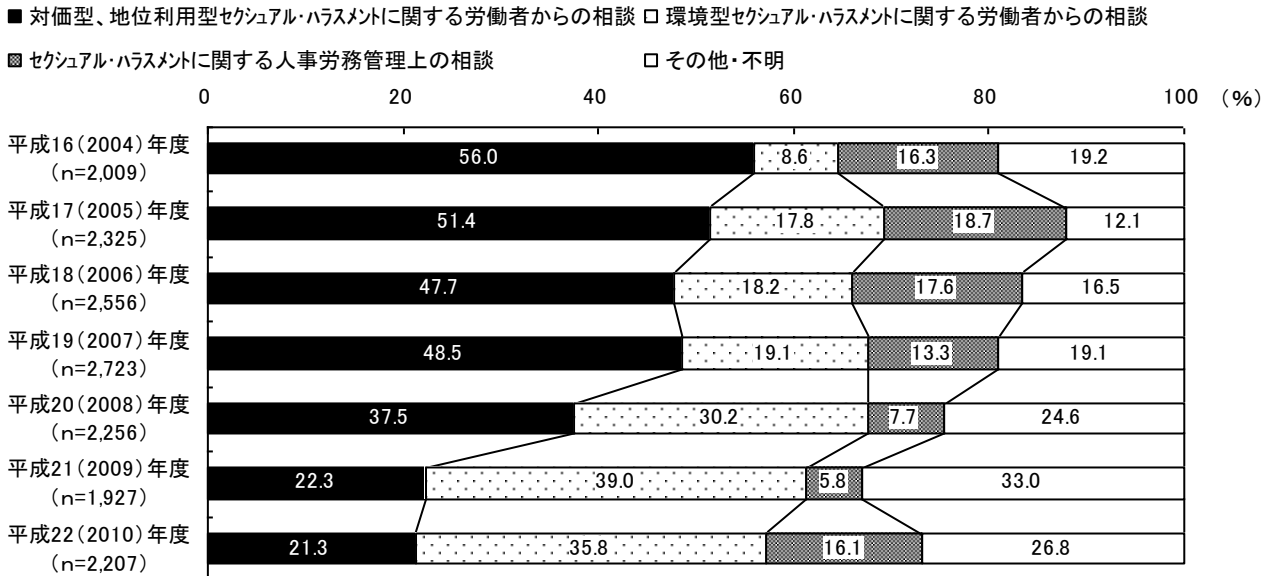
図表Ⅱ-3-1 セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数の推移 (都)



注：「その他」とは、労働者が使用者が不明の場合、無職、社会保険労務士等からの問い合わせなどを指す。

資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」

図表Ⅱ-3-2 セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容 (都)



注1：「対価型、地位利用型セクシュアル・ハラスメント」とは、職場の地位を利用し、性的関係を強要しそれを拒否した労働者を解雇するなど、性的言動に対する労働者の対応によってその労働者を解雇したり降格や減給などの不利益を負わせるような行為をいう。

注2：「環境型セクシュアル・ハラスメント」とは、職場にヌードポスターを掲示し、労働者の就業意識を低下させるなど、性的言動によって労働者の就業環境を不快にさせ女性労働者の就業に支障を生じさせるような行為をいう。

注3：平成 20 (2008) 年度以降の相談内容の件数は重複分を含む。

資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」